

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1. 目 的

一般財団法人残留農薬研究所(以下「研究所」という。)は、採用活動、インターンシップ、職場見学その他求職活動等に関わるすべての方が、安心して研究所と関わりながら活動できる環境を確保するため、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針を定める。

2. 基本方針

- ①研究所は、採用活動等において、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、公正かつ誠実な対応を行う。
- ②研究所の職員は、求職者等に対し、性的な冗談、からかい、容姿・身体・恋愛・結婚等に関する不適切な発言、性的な関係の要求、身体的接触その他性的な言動を行ってはならない。
- ③研究所は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを容認せず、採用活動等の公正性及び信頼性を確保するため、組織として適切に対応する。

【求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例】

- 性的な冗談、からかい又は発言
- 容姿、身体、恋愛等に関する不適切な質問又は発言
- 性的な関係又は私的な交際を求める言動
- 必要性のない身体的接触
- 採用上の優越的な立場を背景とした私的な面会、食事または連絡の要求
- 採用活動等に必要のない SNS その他私的連絡手段による連絡
- インターンシップ、職場見学、面接、説明会、内定後面談等における性的な言動
- その他求職者等の求職活動等を阻害し、又は人格若しくは尊厳を害する性的な言動

3. 相談及び苦情への対応

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談及び苦情処理の窓口は総務部に設置し、その責任者は総務部長とする。

4. 管理職及び採用活動等に関与する職員の責務

- ①管理職及び採用活動等に関与する職員は、本方針を十分に理解し、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に努めなければならない。
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントが疑われる事案を把握した場合は、速やかに総務部へ報告し、適切な対応及び再発防止に協力しなければならない。

5. 採用活動等におけるルール

- ①研究所は、求職者等との面談、連絡及び交流に当たり、実施場所、時間、参加者、連絡方法その他必要な事項をあらかじめ明確にし、採用活動等に関与する職員及び求職者等に周知する。
- ②求職者等との連絡は、原則として研究所が管理するメール又は電話番号を用いて行い、職員個人の私的な SNS、メール又は電話番号等を用いた連絡は行わない。

6. 研究所の対応

- ①研究所は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談又は報告を受けた場合、速やかに事実関係を確認し、被害を受けた方への配慮、行為者への適正な措置及び再発防止に必要な措置を講じる。
- ②必要に応じて、採用活動等への関与者の変更、面談方法の変更、接触の制限、関係部署への情報共有、外部専門家への相談その他必要な対応を行う。

7. 相談者等への配慮

- ①研究所は、相談者、被害を受けた方及び事実関係の確認に協力した方のプライバシーを保護し、相談若しくは報告を行ったこと、又は事実確認に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行わない。